				旧			新	改正理由		
分類	整理番号	手	引き	現 行		引き	改正			
	ш.,	頁	位置	3 71. 11	頁	位置	ιχ II.	分類	理由	
手続き	1	手続-4	下段	審査基準Ⅲ. 11	手続-4	下段	審査基準Ⅲ. 13	修正	体裁の修正。	
手続き	2	手続-9	6項目目		手続-9	6項目目	住民票(法人の登記事項証明書) (全項目該当)	更新	R3手続要領改正済。	
手続き	3	手続-9	24項目目	設計者の資格を証するもの <u>1ha以上</u> ○	手続-9	24項目目	設計者の資格を証するもの <u>注4</u> ○	盛土規制法	宅造法改正によるみなし規定の影響の解説。	
手続き	4	手続-9	25項目目	施行能力を証するもの <u>居住用以外の1ha以上</u> 〇	手続-9	25項目目	施行能力を証するもの <u>注 5</u> 〇	盛土規制法	宅造法改正によるみなし規定の影響の解説。	
手続き	5	手続-9	26項目目	申請者の資力信用を証するもの <u>居住用以外の1ha以上</u> ○	手続-9	26項目目	申請者の資力信用を証するもの 注5 〇	盛土規制法	宅造法改正によるみなし規定の影響の解説。	
手続き	6				手続-9	表下	(注4) 「設計者の資格を証するもの」について、宅地造成及び特定盛士等規制法による規制区域内である場合は、 設計条件により必要な資格が異なるため留意のこと。	盛土規制法	宅造法改正によるみなし規定の影響の解説。	
手続き	7				手続-9	表下	(注5) 「施行能力を証するもの」「申請者の資力信用を 証するもの」について、宅地造成及び特定盛土等規制法に よる規制区域内である場合は、面積、自己・非自己の別に よらず添付すること。	盛土規制法	宅造法改正によるみなし規定の影響の解説。	
手続き	8	手続-11	表内	8 造成計画断面図 1 造成計画平面図中7番の <mark>番</mark> 号	手続-11	表内	8 造成計画断面図 1 造成計画平面図中7番の <u>記</u> 号	修正	誤字修正。	
手続き	9	手続-23	表内	1-1 周辺居住者の利用に供する公共公益施設 (5)建築物各階別平面計画図 <u>1/100以上</u>	手続-23	表内	1-1 周辺居住者の利用に供する公共公益施設 (5)建築物各階別平面計画図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。	
手続き	10	手続-23	表内	1-2 日常サービス店舗等 (2) 建築物各階別平面計画図 <u>1/100以上</u>	手続-23	表内	1-2 日常サービス店舗等 (2) 建築物各階別平面計画図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。	
手続き	11	手続-23	表内	2 鉱物、観光資源等の有効活用 (4) 建築物各階別平面計画図 <u>1/100以上</u>	手続-23	表内	2 鉱物、観光資源等の有効活用 (4)建築物各階別平面計画図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。	
手続き	12	手続-23	表内	4 農林漁業用建築物等 (2)建築物各階別平面計画図 <u>1/100以上</u>	手続-23	表内	4 農林漁業用建築物等 (2)建築物各階別平面計画図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。	
手続き	13	手続-24	表内	6 中小企業の共同化、集団化 (3) 建築物配置図 <u>1/200以上</u>	手続-24	表内	6 中小企業の共同化、集団化 (3)建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。	
手続き	14	手続-24	表内	6 中小企業の共同化、集団化 (4) 建築物各階別平面計画図 <u>1/100以上</u>	手続-24	表内	6 中小企業の共同化、集団化 (4) 建築物各階別平面計画図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。	
手続き	15				手続-24	表内	8の2 開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築物等の移転 (1)案内図 1/2.500以上 近前建築物が開発不適区域内に含まれることを示すこと。	法改正	R2法改正。R4. 4審查基準改正済。	

				旧			新		改正理由	
分類	整理番号	手引	月き	現		引き	改 正	以上, 上		
	ш 7	頁	位置	が 1月	頁	位置	ix if	分類	理由	
手続き	16				手続-24	表内	8の2 開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建 築物等の移転 (2) 移転計画書 A 4判 ア 従前建築物の処分方法、その時期等を示すこと。 イ 移転跡地の利用計画を示すこと。 ウ 新旧敷地面積、用途別床面積比較を示すこと。 エ 新旧構造比較を示すこと。	法改正	R2法改正。R4. 4審查基準改正済。	
手続き	17				手続-24	表内	8の2 開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築物等の移転 (3) 同意書 A4判 従前建築物の所有者の同意書。(ただし、申請者と従前建築物等の所有権を有する者が異なる場合のみ。)	法改正	R2法改正。R4. 4審查基準改正済。	
手続き	18				手続-24	表内	8の2 開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築物等の移転 (4) 建築物配置図 縮尺任意 6の(3)と同様	法改正	R2法改正。R4. 4審查基準改正済。	
手続き	19				手続-24	表内	8の2 開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建 築物等の移転 (5)新旧建築物各階別平面図 縮尺任意 1-1の(5)と同様	法改正	R2法改正。R4. 4審查基準改正済。	
手続き	20				手続-24	表内	8の2 開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建 <u>築物等の移転</u> (6) 新旧建築物方角別立面図 縮尺任意 <u>建築物の2面以上の立面図を作成すること。</u>	法改正	R2法改正。R4. 4審查基準改正済。	
手続き	21				手続-24	表内	8の2 開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築物等の移転 (7)写真 従前の敷地及び建築物並びに新たな敷地及びその周辺の 写真	法改正	R2法改正。R4. 4審查基準改正済。	
手続き	22				手続-24	表内	8の2 開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築物等の移転 (8)新旧地積測量図 1/200以上	法改正	R2法改正。R4. 4審查基準改正済。	
手続き	23				手続-24	表内	8の2 開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築物等の移転 (9) 従前の土地の登記事項証明書	法改正	R2法改正。R4. 4審查基準改正済。	
手続き	24				手続-24	表内	8の2 開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建 築物等の移転 (10) 公図の写し 別紙2の公図の写しによる	法改正	R2法改正。R4. 4審查基準改正済。	

	車 を 式田			旧			新	改正理由	
分類	整理番号	手引き		現		別き	改正	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
		頁	位置	- 50 II	頁	位置	<i>,,</i> –	分類	理由
手続き	25				手続-24	表内	8の2 開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築物等の移転 (11) 市町村意見書 A4判 次の事項について、市町村の意見を徴すること。 ア 代替敷地が農振法の農用地区域外であること。 イ 代替敷地について土地利用に関する法規制上、違反行為等支障のないものであること。 ウ 予定建築物が周辺の土地利用、環境上支障がないこと。 エ 市街化区域内に代替適地を保有(所有又は借地)していないこと。	法改正	R2法改正。R4.4審查基準改正済。
手続き	26	手続-24	表内	9-1 沿道サービス施設 (2) 建築物配置図 <u>1/100以上</u>	手続-25	表内	9 - 1 沿道サービス施設 (2)建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	27	手続-24	表内	9-1 沿道サービス施設 (3) 建築物各階別平面計画図 <u>1/100以上</u>	手続-25	表内	9-1 沿道サービス施設 (3)建築物各階別平面計画図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	28	手続-24	表内	11 届出済の既存権利 (2)建築物各階別平面計画図 <u>1/100以上</u>	手続-25	表内	13 届出済の既存権利 (2)建築物各階別平面計画図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	29	手続-25	表内	14 (1) 農家等の世帯分離に伴う住宅 (7) 建築物配置図 <u>1 / 2 0 0以上</u>	手続-25	表内	14(1)農家等の世帯分離に伴う住宅 (7)建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	30	手続-25	表内	14 (1) 農家等の世帯分離に伴う住宅 (8) 建築物各階別平面計画図 <u>1/100以上</u>	手続-25	表内	14(1)農家等の世帯分離に伴う住宅 (8)建築物各階別平面計画図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	31	手続-25	表内	14 (1) 農家等の世帯分離に伴う住宅 (9) 建築物方角別立面図 <u>1/100以上</u> <u>建築物の東西南北からみた立面図を作成すること。</u>	手続-25	表内	14 (1) 農家等の世帯分離に伴う住宅 (9) 建築物方角別立面図 <u>縮尺任意</u> <u>8の2の(6)と同様</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。 R2法改正、R4.4審査基準改正に伴う条項ズ レ。
手続き	32	手続-25	表内	14 (2) 収用対象事業 (4) 移転計画書 A 4判 ア 従前建築物の処分方法、その時期等を示すこと。 - イ 移転跡地の利用計画を示すこと。 ウ 新旧敷地面積、用途別床面積比較を示すこと。 エ 新旧構造比較を示すこと。	手続-26	表内	14 (2) 収用対象事業 (4) 移転計画書 A4判 <u>8の2の(2) と同様</u>	法改正	R2法改正、R4. 4審査基準改正に伴う条項ズレ。
手続き	33	手続-25	表内	14 (2) 収用対象事業 (5) 建築物配置図 <u>1/200以上</u>	手続-26	表内	14 (2) 収用対象事業 (5) 建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	34	手続-25	表内	14 (2) 収用対象事業 (6) 新旧建築物各階別平面図 <u>1/100以上</u>	手続-26	表内	14 (2) 収用対象事業 (6) 新旧建築物各階別平面図 縮尺任意	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	35	手続-25	表内	14 (2) 収用対象事業 (7) 新旧建築物方角別立面図 <u>1/100以上</u> 14 (1) の (9) と同様	手続-26	表内	14 (2) 収用対象事業 (7) 新旧建築物方角別立面図 <u>縮尺任意</u> <u>8の2の(6) と同様</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。 R2法改正、R4.4審査基準改正に伴う条項ズ レ。
手続き	36	手続-25	表内	14 (2) 収用対象事業 (8) 写真 <u>従前の敷地及び建築物並びに新たな敷地及びその周辺の</u> 写真	手続-26	表内	14 (2) 収用対象事業 (8) 写真 <u>8の2の(7)と同様</u>	法改正	R2法改正、R4.4審査基準改正に伴う条項ズ レ。
手続き	37	手続-26	表内	14 (3) 社寺・仏閣等 (2) 建築物配置図 <u>1/200以上</u>	手続-26	表内	14 (3) 社寺・仏閣等 (2) 建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。

	#6 TH			旧			新	改正理由	
分類	整理番号	手引き		現行		引き	改 正	分型 -江日	
	ш	頁	位置	≥t 11	頁	位置	以 正	分類	理由
手続き	38	手続-26	表内	14 (3) 社寺・仏閣等 (3) 建築物各階別平面図 <u>1/100以上</u>	手続-26	表内	14 (3) 社寺・仏閣等 (3) 新旧建築物各階別平面図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	39	手続-26	表内	14 (4) 研究施設 (2) 建築物配置図 <u>1/200以上</u>	手続-26	表内	14 (4) 研究施設 (2) 建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	40	手続-26	表内	14 (4) 研究施設 (3) 建築物各階別平面図 <u>1 / 1 0 0 以上</u>	手続-26	表内	14 (4) 研究施設 (3) 新旧建築物各階別平面図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	41	手続-26	表内	14 (6) 大規模な既存集落における建築物 (2) 建築物配置図 <u>1/200以上</u>	手続-27	表内	14 (6) 大規模な既存集落における建築物 (2) 建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	42	手続-26	表内	14 (6) 大規模な既存集落における建築物 (3) 建築物各階別平面図 <u>1 / 1 0 0以上</u>	手続-27	表内	14 (6) 大規模な既存集落における建築物 (3) 建築物各階別平面図 <mark>縮尺任意</mark>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	43	手続-26	表内	14 (6) 大規模な既存集落における建築物 (4) 建築物方角別立面図 1/100以上 14 (1) の (9) と同様	手続-27	表内	14 (6) 大規模な既存集落における建築物 (4) 建築物方角別立面図 <u>縮尺任意</u> <u>8の2の(6) と同様</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。 R2法改正、R4.4審査基準改正に伴う条項ズレ。
手続き	44	手続-26	表内	14 (7) 地区集会所等 (2) 建築物配置図 <u>1/200以上</u>	手続-27	表内	14 (7) 地区集会所等 (2) 建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	45	手続-26	表内	14 (7) 地区集会所等 (3) 建築物各階別平面図 <u>1 / 1 0 0 以上</u>	手続-27	表内	14 (7) 地区集会所等 (3) 建築物各階別平面図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	46	手続-26	表内	14 (7) 地区集会所等 (4) 建築物方角別立面図 14 (1) の(9) と同様	手続-27	表内	14 (7) 地区集会所等 (4) 建築物方角別立面図 <u>縮尺任意</u> <u>8の2の(6)と同様</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。 R2法改正、R4.4審査基準改正に伴う条項ズ レ。
手続き	47	手続-27	表内	14 (8) 既存建築物の建替 (2) 建築物登記事項証明書 <u>1/200以上</u>	手続-27	表内	14 (8) 既存建築物の建替 (2) 建築物登記事項証明書	修正	誤字修正。
手続き	48	手続-27	表内	14 (8) 既存建築物の建替 (3) 新旧建築物配置図 <u>1/100以上</u>	手続-27	表内	14 (8) 既存建築物の建替 (3) 新旧建築物配置図 <mark>縮尺任意</mark>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	49	手続-27	表内	14 (8) 既存建築物の建替 (4) 新旧建築物各階別平面図 <u>1/100以上</u>	手続-27	表内	14 (8) 既存建築物の建替 (4) 新旧建築物各階別平面図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	50	手続-27	表内	14 (8) 既存建築物の建替 (5) 新旧建築物方角別立面図 <u>1/100以上</u> 14 (1) の (9) と同様 (旧建築物にあっては、方角別現況写真で可とする。)	手続-27	表内	14 (8) 既存建築物の建替 (5) 新旧建築物方角別立面図 <mark>縮尺任意</mark> <u>8の2の(6)と同様</u> (旧建築物にあっては、方角別現況写真で可とする。)	修正	運用実態に合わせた規格修正。 R2法改正、R4.4審査基準改正に伴う条項ズ レ。
手続き	51	手続-27	表内	14 (9) 災害危険区域等に存する建築物の移転 (2) 移転計画書 A4版 14 (2) の(4) と同様	手続-28	表内	14 (9) 災害危険区域等に存する建築物の移転 (2) 移転計画書 A4版 <u>8の2の(2)</u> と同様	法改正	R2法改正、R4. 4審査基準改正に伴う条項ズ レ。
手続き	52	手続-27	表内	14 (9) 災害危険区域等に存する建築物の移転 (3) 建築物配置図 <u>1/200以上</u>	手続-28	表内	14 (9) 災害危険区域等に存する建築物の移転 (3) 建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	53	手続-27	表内	14 (9) 災害危険区域等に存する建築物の移転 (4) 新旧建築物各階別平面図 <u>1/100以上</u>	手続-28	表内	14 (9) 災害危険区域等に存する建築物の移転 (4) 新旧建築物各階別平面図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	54	手続-27	表内	14 (9) 災害危険区域等に存する建築物の移転 (5) 新旧建築物方角別立面図 1/100以上 14(1)の(9)と同様	手続-28	表内	14 (9) 災害危険区域等に存する建築物の移転 (5) 新旧建築物方角別立面図 <u>縮尺任意</u> <u>8の2の(6)と同様</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。 R2法改正、R4.4審査基準改正に伴う条項ズ レ。

	整理			旧			新	改正理由	
分類	番号	手	引き	現行	手	引き	改正		
		頁	位置	96 17	頁	位置		分類	理由
手続き	55	手続-27	表内	14 (9) 災害危険区域等に存する建築物の移転 (6) 写真 14 (2) の (8) と同様	手続-28	表内	14 (9) 災害危険区域等に存する建築物の移転 (6) 写真 <u>8の2の(7)と同様</u>	法改正	R2法改正、R4. 4審査基準改正に伴う条項ズレ。
手続き	56	手続-27	表内	14 (10) レクリエーション施設を構成する建築物 (2) 建築物配置図 <u>1 / 2 0 0以上</u>	手続-28	表内	14 (10) レクリエーション施設を構成する建築物 (2) 建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	57	手続-27	表内	14 (10) レクリエーション施設を構成する建築物 (3) 建築物各階別平面図 <u>1/100以上</u>	手続-28	表内	14 (10) レクリエーション施設を構成する建築物 (3) 建築物各階別平面図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	58	手続-27	表内	14 (10) レクリエーション施設を構成する建築物 (4) 建築物方角別立面図 <u>1/100以上</u> 14 (1) の (9) と同様	手続-28	表内	14 (10) レクリエーション施設を構成する建築物 (4) 建築物方角別立面図 縮尺任意 8の2の(6) と同様	修正	運用実態に合わせた規格修正。 R2法改正、R4.4審査基準改正に伴う条項ズレ。
手続き	59	手続-27	表内	14 (11) 地域振興のための工場等 (2) 建築物配置図 <u>1/200以上</u>	手続-28	表内	14 (11) 地域振興のための工場等 (2) 建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	60	手続-28	表内	14 (11) 地域振興のための工場等 (3) 建築物各階別平面図 <u>1/100以上</u>	手続-28	表内	14 (11) 地域振興のための工場等 (3) 建築物各階別平面図 <mark>縮尺任意</mark>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	61	手続-28	表内	14 (12) 特定流通業務施設 (2) 建築物配置図 <u>1/200以上</u>	手続-28	表内	14 (12) 特定流通業務施設 (2) 建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	62	手続-28	表内	14 (12) 特定流通業務施設 (3) 建築物各階別平面図 <u>1/100以上</u>	手続-28	表内	14 (12) 特定流通業務施設 (3) 建築物各階別平面図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	63	手続-28	表内	14 (13) 有料老人ホーム (1) 事業計画書 A 4判 次の事項について説明すること。 ア 県の設置運営指導指針基準等に対する適合状況	手続-29	表内	14 (13) 有料老人ホーム (1) 事業計画書 A 4 判 次の事項について説明すること。 ア 県の設置運営指導指針 <u>の</u> 基準等に対する適合状況	修正	誤字修正。
手続き	64	手続-28	表内	14 (13) 有料老人ホーム (2) 市町村長承認書 市町村の <mark>福祉施設</mark> 、都市計画の・・・	手続-29	表内	14 (13) 有料老人ホーム (2) 市町村長承認書 市町村の <mark>福祉施策</mark> 、都市計画の・・・	修正	誤字修正。
手続き	65	手続-28	表内	14 (13) 有料老人ホーム (4) 建築物配置図 <u>1/200以上</u>	手続-29	表内	14 (13) 有料老人ホーム (4) 建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	66	手続-28	表内	14 (13) 有料老人ホーム (5) 建築物各階別平面図 <u>1/100以上</u>	手続-29	表内	14 (13) 有料老人ホーム (5) 建築物各階別平面図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	67	手続-28	表内	14 (14) 介護老人保健福祉施設 (4) 建築物配置図 <u>1 / 2 0 0 以上</u>	手続-29	表内	14 (14) 介護老人保健福祉施設 (4) 建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	68	手続-28	表内	14 (14) 介護老人保健福祉施設 (5) 建築物各階別平面図 <u>1 / 1 0 0以上</u>	手続-29	表内	14 (14) 介護老人保健福祉施設 (5) 建築物各階別平面図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	69	手続-29	表内	14 (15) 事業所と一体の従業員住宅・寮 (3) 建築物配置図 <u>1/200以上</u>	手続-29	表内	14 (15) 事業所と一体の従業員住宅・寮 (3) 建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	70	手続-29	表内	14 (15) 事業所と一体の従業員住宅・寮 (4) 建築物各階別平面図 <u>1/100以上</u>	手続-29	表内	14 (15) 事業所と一体の従業員住宅・寮 (4) 建築物各階別平面図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	71	手続-29	表内	14 (15) 事業所と一体の従業員住宅・寮 (5) 建築物方角別立面図 1/100以上 14 (1) の (9) と同様	手続-29	表内	14 (15) 事業所と一体の従業員住宅・寮 (5) 建築物方角別立面図 <u>縮尺任意</u> <u>8の2の(6)</u> と同様	修正	運用実態に合わせた規格修正。 R2法改正、R4.4審査基準改正に伴う条項ズ レ。

	整理			IB			新	改正理由	
分類	番号	手 頁	引き 位置	現 行	手	引き 位置	改正	分類	理由
手続き	72	手続-29	表内	14 (16) 社会福祉施設 (4) 建築物配置図 <u>1 / 2 0 0 以上</u>	手続-30	表内	14 (16) 社会福祉施設 (4) 建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	73	手続-29	表内	14 (16) 社会福祉施設 (5) 建築物各階別平面図 <u>1/100以上</u>	手続-30	表内	14 (16) 社会福祉施設 (5) 建築物各階別平面図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	74	手続-29	表内	14 (17) 医療施設 (4) 建築物配置図 <u>1 / 2 0 0 以上</u>	手続-30	表内	14 (17) 医療施設 (4) 建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	75	手続-29	表内	14 (17) 医療施設 (5) 建築物各階別平面図 <u>1 / 1 0 0 以上</u>	手続-30	表内	14 (17) 医療施設 (5) 建築物各階別平面図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	76	手続-30	表内	14 (18) 学校 (4) 建築物配置図 <u>1/200以上</u>	手続-30	表内	14 (18) 学校 (4) 建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	77	手続-30	表内	14 (18) 学校 (5) 建築物各階別平面図 <u>1 / 1 0 0以上</u>	手続-30	表内	14 (18) 学校 (5) 建築物各階別平面図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	78	手続-30	表内	14 (19) 既存の土地利用を適正に行うため最低限必要な管理施設等 (3) 建築物平面図 <u>1/200以上</u>	手続-31	表内	14 (19) 既存の土地利用を適正に行うため最低限必要な管理施設等 (3) 建築物平面図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	79	手続-30	表内	14 (19) 既存の土地利用を適正に行うため最低限必要な管理施設等 (4) 建築物方角別立面図 1/100以上	手続-31	表内	14 (19) 既存の土地利用を適正に行うため最低限必要な管理施設等 (4) 建築物方角別立面図 <mark>縮尺任意</mark>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	80	手続-30	表内	14 (20) 農畜産物等直売施設 (4) 建築物配置図 <u>1 / 2 0 0 以上</u>	手続-31	表内	14 (20) 農畜産物等直売施設 (4) 建築物配置図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	81	手続-30	表内	14 (20) 農畜産物等直売施設 (5) 建築物各階別平面図 <u>1 / 1 0 0 以上</u>	手続-31	表内	14 (20) 農畜産物等直売施設 (5) 建築物各階別平面図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	82	手続-31	表内	14 (21) 申請なき既存宅地 (6) 敷地現況図 <u>1 / 2 0 0 以上</u>	手続-31	表内	14 (21) 申請なき既存宅地 (6) 敷地現況図 <mark>縮尺任意</mark>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	83	手続-31	表内	14 (21) 申請なき既存宅地 (7) 建築物各階別平面計画図 <u>1/100以上</u>	手続-31	表内	14 (21) 申請なき既存宅地 (7)建築物各階別平面計画図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	84	手続-31	表内	15 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等 (2) 排水施設計画平面図 1 / 5 0 0以上	手続-32	表内	15 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等 (2) 排水施設計画平面図 <mark>縮尺任意</mark>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	85	手続-31	表内	15 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等 (4)敷地現況図 <u>1/200以上</u>	手続-32	表内	15 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等 (4)敷地現況図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	86	手続-31	表内	15 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等 (5) 建築物各階別平面図 1 / 1 0 0以上	手続-32	表内	15 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等 (5) 建築物各階別平面図 <u>縮尺任意</u>	修正	運用実態に合わせた規格修正。
手続き	87	手続-31	表内	15 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等 (6)建築物方角別立面図 1/100以上 14(1)の(9)と同様 (15(7)と重複する場合 は、兼用してよい。)	手続-32	表内	15 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等 (6) 建築物方角別立面図 <mark>縮尺任意</mark> <u>8の2の(6)と同様</u> (15(7)と重複する場合は、 兼用してよい。)	修正	運用実態に合わせた規格修正。 R2法改正、R4.4審査基準改正に伴う条項ズ レ。
手続き	88	手続-31	表内	15 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等 (7) 敷地横断図 1/200以上 建築物の東西南北方向について、隣接地の状況も含めて 表示すること(15(6)と重複する場合は、兼用してよい)。	手続-32	表内	15 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等 (7) 敷地横断図 <u>縮尺任意</u> 建築物の <u>2 面以上</u> について、隣接地の状況も含めて表示 すること (15 (6) と重複する場合は、兼用してよい)。	修正	運用実態に合わせた規格修正。

	整理			旧			新	改正理由	
分類	番号	手 頁	引き 位置	現行	手 頁	引き 位置	改正	分類	理由
手続き	89	手続-31	表内	15 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等 (15) 住民票の写し 既存権利又は届出なき既存権利の場合に申請者の住民票 の写しを添付すること。	手続-32	表内	15 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等 (15) 住民票の写し 法人にあっては、法人の登記事項証明書を添付するこ と。	更新	R3手続要領改正済。
手続き	90	手続-43	標題	様式第1-1号 開発行為許可申請書 <u>(都市計画区域及び準都市計画区域)</u>	手続-44	標題	様式第1-1号 開発行為許可申請書 <u>(都市計画区域内)</u>	修正	運用実態に合わせた省略化。
手続き	91	手続-43	欄外	備考1 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。	手続-44	欄外	備考1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36 年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。 (以降、番号ズレあり)	盛土規制法	宅造法改正による法律名の変更、条項ズレ。
手続き	92	手続-43 ~ 手続-63 手続-66 手続-67	表内	住所 氏名 	手続-44 ~ 手続-64 手続-67 手続-68	欄外	住所 氏名 (欄外に) <u>連絡先</u>	修正	運用実態に合わせた様式修正。
手続き	93	手続-44	標題	様式第1-2号 開発行為許可申請書 (都市計画区域及び準都市計画区域外の区域)	手続-45	標題	様式第1-2号 開発行為許可申請書 <u>(都市計画区域外)</u>	修正	運用実態に合わせた省略化。
手続き	94	手続-44	欄外	備考1 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。	手続-45	欄外	備考1 空地造成及び特定盛士等規制法(昭和 36 年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛士等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。 2 宅地造成及び特定盛士等規制法第26条第1項の特定盛士等規制区域内において行われる特定盛士等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。 (以降、番号ズレあり)	盛土規制法	宅造法改正による法律名の変更、条項ズレ。
手続き	95	手続-45	欄外	様式第1-3号 開発行為協議書 備考1 <u>宅地造成等規制法</u> (昭和 36 年法律第 191号)第 3 条第1 項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可 を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成 に関する工事の許可が不要となります。	手続-46	欄外	様式第1-3号 開発行為協議書 備考1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。 (以降、番号ズレあり)	盛土規制法	宅造法改正による法律名の変更、条項ズレ。

	#/+ rm			旧			新	改正理由		
分類	整理番号	手引	月き	現 行	手	引き	改 正	以正连由		
	ш	頁	位置		頁	位置	以 正	分類	理由	
手続き	96	手続-63		様式第15号 都市計画法施行規則第60条による証明書交付申請書 都市計画法施行規則第60条の規定により、下記建築物が都市計画法第41条第1項の規定による建築物の敷地等に関する制限の内容に適合していることを証明願います。	手続-64		様式第15号 都市計画法施行規則第60条第1項による証明 書交付申請書 都市計画法施行規則第60条第1項の規定により、下記建 築物が都市計画法第41条第1項の規定による建築物の敷地 等に関する制限の内容に適合していることを証明願いま す。	法改正	都市計画法施行規則改正による条項ズレ。	
手続き	97	手続-63		記 1 許可等の番号 _ 当初許可 _ 第 回変更許可 _ 第 三変更許可 2 工事完了公告年月日 3 土地の所在地・地番及び面積	手続-64		記 1 土地の所在地・地番 2 添付図書 (1) 位置図 (2) 案内図 (3) 建築物計画図(敷地面積・建築面積・延床面積 等の求積図、平面立面図等で所要寸法を記入したもの)	修正	運用実態に合わせた省略化。	
手続き	98	手続-64	表内	4 制限の内容 (8) その他	手続-65	表内	4 制限の内容 (8) その他 屋根は、不燃材料で造り、又はふくこと 延焼の恐れのある部分の外壁は、土塗壁同等以上とする こと	修正	運用実態に合わせた様式化。	